11月11日は「介護の日」
～いい日、いい日、あったか介護ありがとう～

高齢化が進み、介護を要する方が増える一方、介護を巡る課題は多様化しています。

「介護の日」は、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者と家族、介護従事者等を支援するとともに、地域での支え合いや交流を促進する観点から、国が定めたものです。

江東区で要介護（要支援）認定を受けた方は、約2万人にも上ります。

他人ごとではない介護

介護を要する状態にならないためには、日ごろから介護予防に努めることが大切です。しかし、年齢とともに、日常生活上、何らかのサポートが必要になることは避けられません。病気や事故が原因で介護が必要になる方もいます。「老老介護」、「介護離職」など、介護はご自身だけの問題でなく、ご家族の人生にも関わる大きな問題です。

みんなで支える介護保険制度

介護保険は「介護が必要な人」と「介護をする人」を社会全体で支える制度で、平成12年に始まりました。医療保険と同様、保険料を納めることで、介護サービス利用時の自己負担は、所得に応じて1～3割になります。

日本国内に住む40歳以上の全ての方は、介護保険法に基づき、自動的に被保険者となります。

[介護保険被保険者証]

第1号被保険者（65歳以上）の方には、65歳を迎える時に、保険証をお送りします。第2号被保険者（40～64歳）の方は、特定疾病（脳血管疾患など16種類）により介護や支援が必要と認定された場合に、保険証が交付されます。

[介護サービスの利用]

訪問介護（ホームヘルプ）やリハビリテーション、福祉用具（車いす等）の貸与等、さまざまなサービスが介護保険で利用できます。サービスを利用するには、事前に介護の認定を受ける必要があります。区役所介護保険課へ、ご相談ください。

[介護保険料]

介護保険料の納め方は、40～64歳の方と65歳以上の方とで異なります。

40～64歳（第2号被保険者）の方は、医療保険料と一緒に納めていただきます（医療保険料の中に介護保険料も含まれています）。介護保険料は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与等に応じて決まります。

65歳以上（第1号被保険者）の方は、医療保険料とは別に、お住まいの区市町村に直接納めていただきます。年金を年額18万円以上受給されている方は、特別徴収（年金からの差し引き）の方式によります。介護保険料は、ご本人の前年の収入と世帯の課税状況を基に算定されます。介護保険料の決定通知は、65歳を迎えた翌月と、毎年6月中旬にお送りしています。

[保険料を納めないでいると]

滞納期間に応じて保険給付が制限され、介護サービス利用時の自己負担割合が引き上げられる等の不利益が生じます。

保険給付が制限されると、ご本人のみならず、ご家族の経済的・精神的な負担も増大します。

保険料の納付が困難となった場合には、分割納付や、ご事情により減免等の制度もありますので、お早めにご相談ください。

[保険料は大切な財源です]

介護保険の財源は、5割が公費（税金）、5割が皆さんからの保険料でまかなわれています。

一人ひとりの保険料が、制度を支えています。介護が必要になったとき、誰もが安心してサービスを受けることができるように、保険料納付へのご理解とご協力をお願いします。

「介護」は誰しも経験すること

介護保険は、住み慣れた家や地域で、いつまでも安心して生活できること、また、介護者の負担軽減を目的とした制度です。

長寿社会において、「介護」は誰しも避けて通れない問題です。介護の認定率は、年齢とともに高くなります。何がきっかけで、ご自身が「介護が必要な人」「介護をする人」になるか、わかりません。

11月11日の「介護の日」に、ご自分やご家族の将来に備え、「介護」について、考えてみませんか。

問 [保険証と保険料に関すること]
介護保険課資格保険料係
☎(3647)9493
FAX(3647)9466

[要介護認定に関すること]
介護保険課認定係
☎(3647)9496

[訪問調査に関すること]
介護保険課調査係
☎(3647)9497

[保険の給付に関すること]
介護保険課給付係
☎(3647)9498

[介護保険外の在宅サービスに関すること]
介護保険課在宅支援係
☎(3647)4319

[介護サービス利用相談]
☎(3647)9099

第3回区議会定例会終わる
令和元年度各会計歳入歳出決算を認定

令和2年第3回区議会定例会が、9月25日から10月23日まで（会期29日間）開かれました。

今回の定例会では、「令和元年度江東区一般会計歳入歳出決算」など39議案について審議され、原案どおり可決・認定されました。なお、可決・認定された議案の内容は次のとおりです。

○認定案件（4件）
「令和元年度江東区一般会計歳入歳出決算」など
○予算案件（4件）
「令和2年度江東区一般会計補正予算（第5号）」など
○条例案件（2件）
「江東区立学校施設使用条例の一部を改正する条例」など
○契約案件（1件）
「清水橋架替工事（その1）請負契約」
○その他の案件（23件）
「芭蕉記念館の指定管理者の指定について」など
○同意案件（2件）
「江東区教育委員会委員選任同意方について」など
○意見書・決議（3件）
「SNS上のひぼう中傷の根絶を求める意見書」など

※本会議等の模様はインターネット中継でご覧いただけます。また、スマートフォン等でも視聴可能です。

問 区議会事務局調査係
☎(3647)3548
FAX(3647)0430

家庭用消火器のあっせん
初期消火で火災の被害を最小限に

区では、火災の初期消火に効果的な家庭用消火器の購入および薬剤詰替のあっせんを行っています。

区の指定業者が購入時に消火器をご自宅まで配達するため、運搬に負担がかかりません。

ただし、薬剤詰替は粉末消火器のみが対象（強化液消火器は不可）で、製造年から5年以上経過した粉末消火器は、薬剤詰替ができない場合があります。

※区指定の消火器業者を装った悪質な訪問販売業者には十分ご注意ください

人 区内在住の世帯主（事業所等の申込は不可）

数量 あっせん品目を問わず1世帯に1本まで

納品 申込受付後、納品業者・納品期日等を郵送でお知らせします。納品時に指定業者が持参する委任状に捺印し、代金をお支払いください※申込後、納品までに1か月程度かかります

申 防災課災害対策係（区役所隣防災センター4階1番）に電話または窓口で
☎(3647)9587
FAX(3647)8440

※古い消火器の引き取りのみをご希望の場合は、東京都消防設備協同組合第15支部までご相談ください（有料）
☎(3631)1746

消火器あっせん価格

	消火器購入			薬剤詰替	
	強化液	粉末		粉末	
	1ℓ	2.0kg	3.0kg	2.0kg	3.0kg
協定価格	6,930円	6,215円	8,580円	4,070円	5,500円
区助成額	1,400円	1,300円	1,500円	890円	1,030円
あっせん価格	5,530円	4,915円	7,080円	3,180円	4,470円

※品物と引き換えにあっせん価格をお支払いください（消費税含む）。
※古い消火器については右表の価格で引き取りを行います（消火器購入者のみ）。

引き取り価格

リサイクルシール	あり	なし
協定価格	1,100円	1,600円

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にご協力を
対象となった方へ調査票を送付

高齢者の心身や生活状況等を把握するため、65歳以上の方から無作為に抽出した5,000人に対し、調査を実施します。

[調査内容]
日常生活の状況、身体機能、食事に関すること、地域活動への参加意向など

[回答方法]
調査票を郵送しますので、回答を記入し、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

回答にあたっては、氏名や住所を記載する必要はありません。

調査票は、区が委託した調査会社から11月中旬に発送します。

今後の高齢者施策を検討するための大切な基礎資料となりますので、ご協力をお願いします。

問 地域ケア推進課包括推進係
☎(3647)9606
FAX(3647)3165

高齢者に関する相談は長寿サポートセンターへ
認知症・介護予防・権利擁護など高齢者に関するご相談は長寿サポートセンター（区内21か所）へ。どなたでもご相談できます（相談無料・秘密厳守）。詳しくはホームページをご覧いただくか、地域ケア推進課包括推進係までご連絡ください☎3647-9606、FAX3647-3165
ホームページはこちら▶